

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率について

都道府県や区市町村の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、令和4年度決算における葛飾区の財政健全化判断指標を算定しました。

1～4の指標が早期健全化基準以上の場合は、計画を策定し、指標が基準以下になるまで、改善に取り組む必要があります。また、1～3の指標が財政再生基準以上の場合は、計画を策定し、国などの指導のもと、改善を進めることとなりますが、本区においては、いずれの指標も国が定める基準以下となっています。

(単位：%)

	葛飾区	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	—	11.25	20.00
2 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
3 実質公債費比率	△1.1	25.0	35.0
4 将来負担比率	—	350.0	

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

本区の一般会計等の実質収支は、112億円の黒字のため、「—」を表記しています。なお、標準財政規模とは特別区税や特別区交付金（普通交付金）など、使い道が絞られておらず毎年度継続的に歳入される金額の合計で、今回の比率算定では1,285億円（令和4年度決算）を用いています。

2 連結実質赤字比率

一般会計等及びその他の特別会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、駐車場事業特別会計）を合わせた連結の実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

本区の一般会計等及びその他の特別会計の連結の実質収支は、124億円の黒字のため、「—」を表記しています。なお、標準財政規模は1の実質赤字比率で用いた額と同額です。

3 実質公債費比率

葛飾区が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金※1の標準財政規模等※2に対する比率（令和2年度から令和4年度までの3カ年の平均値）です。

各年度の葛飾区が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金（地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額算入額を控除後）の金額は、令和2年度 8億円、令和3年度 △32億円、令和4年度 △16億円となっています。また、各年度の標準財政規模等の金額は、令和2年度 1,121億円、令和3年度 1,155億円、令和4年度 1,223億円となっています。

これにより、各年度の実質公債費比率は、令和2年度 0.7%、令和3年度 △2.8%、令和4年度 △1.3%となっています。この3カ年平均の比率は、土地開発公社からの都市計画道路用地取得費の増などにより準元利償還金が増加したため、前年度（△1.8%）と比較し、0.7ポイント増の△1.1%となりました。

※1 準元利償還金とは、地方債の元利償還金に準じた将来債務を負っている土地開発公社からの用地取得費や社会福祉法人等への施設整備費助成などの当該年度支出額です。

※2 標準財政規模等とは、標準財政規模から地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額算入額を控除した額です。

4 将来負担比率

葛飾区の将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率です。

本区においては、職員の退職手当引当金、特別区債（国や銀行からの借金）の現在高、土地開発公社からの用地取得費、社会福祉法人等への施設整備費助成などの将来負担額が383億円ありますが、この将来負担額から控除できる区の基金残高や地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額算入見込額が、1,999億円見込まれ、将来負担比率が算定できないことから、「―」を表記しています。なお、標準財政規模等は3の実質公債費比率で用いた額と同額です。